

主な収入金額の取扱い一覧

収入科目		社会保険医療分	その他の収入	医療保健業の収入から除外する収入
診療・入院等に関する収入	社会保険分の医療収入	○		
	家族療養費 (入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、 家族訪問看護療養費も同様)	○		
	自由診療収入		○	
	労働者災害補償保険法の医療収入		○	
	自動車損害賠償責任保険の医療収入		○	
	介護保険収入	○ (注1)	○ (注2)	
	生活保護法に規定する介護扶助に係る収入			
	公害診療収入	○ (非公害医療機関分)	○ (公害医療機関分)	
	査定損益			
	被保険者一部負担金(窓口現金収入)	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)	
	公費負担分			
	室料(入院料、ベッド代等)差額		○	
	洗濯料、容器代、被服貸与料、紙おむつ代 寝具貸付料、松葉杖・車椅子等の貸付料		○	
	付添人食事代収入		○	
歯科材料差額		○		
歯ブラシ代、矯正歯科に係る矯正用器具代		○		
電話・電気・ガス等使用料収入		○		
医療設備器械貸貸収入		○		
医療その他の健康に係る収入	嘱託料、受託検査料		○	
	健康診断・予防接種・医療相談収入		○	
	文書料(健康診断等証明収入)		○	
	事務取扱手数料		○	
	生産品販売収入		○	
	不用品売却収入		○	
福関連する収入	従業員食事代収入			○
	社宅、寮、駐車場等の収入(従業員使用分)			○
	(例外) 役員への貸与分		○	
	保育施設の利用料金(従業員使用分)			○
税・利子・配当・引当金等に 関する収入	消費税および地方消費税(課税事業者に限る)			○
	仮受・仮払消費税の差額と納付税額との差額により生じる雑収入		○	
	国税・地方税の還付金			○
	国税・地方税の還付加算金		○	
	受取利息・受取配当金		○	
	(例外) 法人税法第23条の規定により益金に算入されない部分の金額			○
	利子補給金		○	
各種引当金および準備金の益金算入額			○	
資産に関する収入	土地の売却益			別計算
	償却資産の売却収入(取得価格を超えない部分)			○
	(例外) 取得価格を超える部分		○	
	購入たな卸資産に係る仕入れ割戻し額			○
保険に関する収入	生命保険金・損害保険金		○	
	(例外) 支払相当額と相殺されたものまたは圧縮損等により収益反映されないもの(注3)			○
	休業補償・所得補償等の保険金		○	
	保険解約・満期返戻金			○
	保険等の配当金		○	
その他	各種補助金・助成金		○	
	(例外) 法人税法第42条(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮損の損金算入)等の規定により、損金算入が認められる収入金額			○
	(例外) 国・地方団体等からの補助金や助成金(注4)			○
	医療保健業以外の事業に係る収入			別計算
(例外) 社会通念上独立した事業部門と認められない程度の軽微なもので、医療保健業の付帯事業として行われていると認められるもの(例:売店、食堂、駐車場など)		○		

(注1) 介護保険収入(生活保護法の規定に基づく介護扶助による収入を含む。)のうち、以下のものに限る。
①訪問看護、②訪問リハビリテーション、③居宅療養管理指導、④通所リハビリテーション、⑤短期入所療養介護、
⑥介護保健施設サービス、⑦指定介護療養施設サービス(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)の規定により
なおその効力を有するものとされる改正前の介護保険法の規定に基づくもの)に係る収入
(①～⑤は介護予防サービスに係るものも含む)

(注2) (注1)に掲げるもの以外の収入
(例) 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入所者生活介護に係る収入訪問介護、主治意見書作成料、
福祉用具等貸与収入、「日常生活に要する費用」として別途徴収が認められている食料費、理美容代、おむつ代等の日常生活費等

(注3) 「支払相当額と相殺されたもの」とは、(死亡)退職金・弔慰金等の支払に備えるために、医療法人を受取人とした損害保険または生命保険の
保険金のうち事故当事者等または当該親族等へ支払った額をいい、損害保険金および物的な損害の賠償金については、補修費用等実費相
当額をいう。当該金額を超える金額は、その他の収入に含める。

(注4) 国または地方団体から受けた補助金または助成金(国または地方団体の委託等を受けた団体が、国庫等を原資として交付する補助金等を含む)のうち、要した経費または損失を補てんする目的で交付されたもので、対応する経費が明確に区分されているときは、当該補助金等に係る収入は、当該補助金等の目的に準ずる経費に充当された金額を限度として、医療保健業の収入から除外する。